

CORPORATE NEWSLETTER

2020年5月号 (Vol.36)

—M&A/会社法—

新型コロナウイルス影響下の株主総会対応 (2)
—CORPORATE NEWSLETTER Vol. 34 のフォローアップ—

- I. はじめに
- II. 3省庁連名文書と継続会の論点
- III. 総会延期／継続会をめぐる関係者の動向
- IV. ウェブ開示に関する省令改正の実務上の意義
- V. おわりに

森・濱田松本法律事務所
弁護士 近澤 諒
TEL. 03-6266-8719
ryo.chikasawa@mhm-global.com

I. はじめに

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の拡大を受け、2020年4月23日、(i) どこまで強く株主の来場を制限してよいか、(ii) そのような来場制限に際し、バーチャル総会等を追加的に準備すべきか、(iii) 決算及び監査に遅れが生じている会社のとり得る選択肢とそのうち継続会を実施する場合の留意点を中心に、CORPORATE NEWSLETTER Vol. 34（以下「CNL Vol. 34」という。）を配信した¹。

CNL Vol. 34 は、2020年4月21日までの情報に基づき作成したが、その後、以下のような重要なアップデートがあった。

- 経団連は、2020年4月28日、「新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた定時株主総会の臨時的な招集通知モデル」(モデル A・モデル B)を公表した²。
- 金融庁、法務省及び経済産業省は、2020年4月28日、「継続会(会社法 317 条)について」と題された文書(以下「3省庁連名文書」という。)を公表した³。これに関連して、法務省は、同年5月1日、商業・法人登記事務に関する Q&A(以下「登記 Q&A」という。)を更新した⁴。
- 3省庁連名文書の公表後、複数の国内機関投資家が、定時株主総会の延期や継続会の実施に関する考え方を公表し⁵、また、著名な議決権行使助言機関である ISS は、

¹ [http://www.mhmjapan.com/content/files/00041841/CORPORATE%20NEWSLETTER%20\(Vol.34\).pdf](http://www.mhmjapan.com/content/files/00041841/CORPORATE%20NEWSLETTER%20(Vol.34).pdf)

² <http://www.keidanren.or.jp/announce/2020/0428.html>

³ <http://www.moj.go.jp/content/001319501.pdf>

⁴ http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00076.html

⁵ 例えば、企業年金連合会その他国内機関投資家が参加する一般社団法人機関投資家協働対話フォーラムの意見など (https://www.iicf.jp/pdf/jp/pdf_jp_20200512.pdf?20200507)。また、ニッセイアセットマネジメント (https://www.nam.co.jp/news/jpdf/200428_press.pdf)、三井住友 DS アセットマネジメント (https://www.snam-jp.com/NEWS/news/news_20200507.html) やアセットマネジメント One (http://www.am-one.co.jp/pdf/news/210/20200508_pv_J.pdf) は、個別に考え方を公表している。

CORPORATE NEWSLETTER

2020年5月11日、「新型コロナウイルス感染症の世界的流行を踏まえたISS日本向け議決権行使基準の対応」を公表した⁶。

- 法務省は、2020年5月12日、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部改正について」を公表し⁷、新型コロナの影響を踏まえ、2020年開催の株主総会を対象に、いわゆるウェブ開示の対象事項の範囲を拡大する省令の改正を行う旨を発表した。

このうち、経団連モデルについては、CORPORATE NEWSLETTER Vol. 35で解説しており⁸、そちらを参照いただきたい。

本ニュースレターでは、3省庁連名文書やウェブ開示に係る省令改正を踏まえた総会実施方法に関する議論の動向のフォローアップ（2020年5月12日時点）として、情報提供させていただく次第である。

II. 3 省庁連名文書と継続会の論点

1. 当初開催日と継続会実施日の間隔

当初開催日と継続会実施日の間隔については、2週間以内であるべきと説く学説と、1～2か月程度（最大3か月程度）間隔のある事例の集積がある実務との間に、一見、乖離があるかのような状況にあることをCNL Vol. 34で説明した。

この点、3省庁連名文書は、新型コロナ影響下の対応を前提に、「3ヶ月を超えないことが一定の目安になる」ものとし、実務的には解決をみた。

有価証券報告書等の提出期限については、新型コロナの影響に鑑み、一律に9月末まで延長することとされており⁹、これに沿うものである。

2. 取締役等の選任

取締役等の役員の任期は定時株主総会の終結時までとされているところ、当初の定時株主総会と継続会は法的には一体の株主総会であるから、現任役員の任期満了及び後任役員の選任決議の効力発生時は、継続会の終結時となるのが原則である¹⁰。

もっとも、継続会を行う予定であっても、継続会実施日を待たずに6月の当初開催日をもって現任役員は辞任し、役員選任議案の決議の効力を同日（決議日）に生じさせるという方法もある。そして、この方法をとる場合には、参考書類の記載に留意する必要がある旨、CNL Vol. 34で説明した。

⁶ <https://www.issgovernance.com/file/policy/active/asiapacific/Japan-Policy-Guidance-Impacts-of-COVID-19-Japanese.pdf>

⁷ <http://www.moj.go.jp/content/001319738.pdf>

⁸ [http://www.mhmljapan.com/content/files/00041889/CORPORATE%20NEWSLETTER%20\(Vol.35\).pdf](http://www.mhmljapan.com/content/files/00041889/CORPORATE%20NEWSLETTER%20(Vol.35).pdf)

⁹ https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200417_kaiji/20200417_kaiji.html

¹⁰ 登記Q&AのQ2は、継続会が開催されるまでの間に定款で定めた定時株主総会の開催時期が満了する場合（つまり、継続会の実施が7月以降となる場合）であっても、このように解されるとする。

CORPORATE NEWSLETTER

この点、3省庁連名文書も、以下の解釈指針を示す。

…任期が今期の定時株主総会の終結の時までとされている取締役及び監査役について、当初の定時株主総会の時点において改選する必要があるときは、当該時点をもってその効力を生ずる旨を明らかにすることが考えられる。

任期の短縮を認めるものではないから、あくまで現任役員は6月の定時株主総会の日をもって辞任することが前提となる。この点は、登記Q&AのQ2も併せて参照すると、より一層、趣旨は明確である¹¹。

また、3省庁連名文書は、継続会方式をとる以上、確定した計算書類等は提供されない中で取締役選任等の議案が付議される場合があることを認めた上で、提供可能な情報を用いて丁寧な説明を行うことが求められると解説する。

この点、一部に、会社法437条や444条6項に従って定時株主総会の招集に際して計算書類等を株主に提供しないことは、招集の手続の法令違反にあたり（会社法831条1項1号）、決議取消事由になり得るとの指摘もあった。3省庁連名文書を踏まえれば、計算書類等が提供できないまま決議事項を上程し、これを決議したからといって、当然に決議取消しが認められることはないと理解してよいだろう。

もっとも、下記Ⅲ.1.で述べる機関投資家（株主）の期待に応える観点からも、可能な限り充実した情報提供を行い、説明を尽くすことが求められる。

3. その他

3省庁連名文書では、そのほかにも、継続会方式をとる場合の剰余金の配当と分配可能額の関係等も解説する。もっとも、継続会方式を検討する会社は、もとより分配可能額や欠損填補責任の心配はないことが前提となっていると思われる。

Ⅲ. 総会延期／継続会をめぐる関係者の動向

1. 機関投資家の動向

(1) 3省庁連名文書のメッセージ

CNL Vol. 34において、総会延期や継続会の実施の判断に際しては、ISS等の議決権行使助言会社や機関投資家の動向も注視する必要がある旨記載した。

この点、3省庁連名文書は、その前書きで以下のように記す。

¹¹ 登記Q&AのQ2は、3月決算会社（6月総会会社）を前提に、6月30日に定時株主総会を開催し、その終結により任期満了する役員を再任する決議を行い、7月30日に継続会を開催した場合、現任の役員は継続会の終結をもって任期満了により退任することとなり、当初の定時株主総会において再任された役員に係る変更登記の登記原因は、「7月30日重任」となるとする。そして、当初の定時株主総会の日（6月30日）をもって役員が辞任し、同日にその後任の選任決議を得た場合の変更登記の登記原因は、それぞれ、「6月30日辞任」、「6月30日就任」となるとする。

CORPORATE NEWSLETTER

…機関投資家（株主）は、(略)、企業が従業員等の健康や安全を最優先に考えた結果、継続会をはじめ例年とは異なる株主総会運営を行う場合には、形式的・機械的な基準によるのではなく、その実質・趣旨に着目した対応を行うことが強く期待される。

機関投資家に対して、定時株主総会の延期や継続会の実施への理解を求めるものである。

(2) 国内機関投資家の反応

3省庁連名文書後、国内機関投資家は、相次いで継続会等にも柔軟に対応する旨を表明した。

その一例として、企業年金連合会その他国内大手機関投資家が参加する機関投資家協働対話フォーラムは、2020年5月8日、「決算・監査・株主総会業務に携わる社員・関係者の安全性を最優先するための投資家の対応」を公表し、定時株主総会の延期と継続会のいずれについても柔軟に対応する予定である旨を表明した。但し、継続会に関しては、事業報告に記載する情報のうち、社外役員の独立性に関わる情報や取締役会・監査役会出席率などの役員選任議案に関わる情報は、参考書類への任意記載を要請している。そのほかにも、複数の大手機関投資家が、総会の延期や継続会の実施にも柔軟に対応する方針である旨を公表している¹²。

(3) ISSの継続会対応ポリシー

ISSは、2020年5月11日、「新型コロナウイルス感染症の世界的流行を踏まえたISS日本向け議決権行使基準の対応」を公表した。

当該ポリシーでは、上記(2)の国内機関投資家の反応とは対照的に、定時株主総会は計算書類等を株主に提供した上で開催するのが本来のあり方であるとし、これらの情報が提供されないまま議案の判断を求められる継続会に難色を示している。

具体的には、継続会方式の場合、剰余金処分、会計監査人選任、役員報酬といった議案については、原則として、「棄権票の『投票』を推奨」とされている。棄権票は賛成率計算の分母に含まれることからすると、実質的には、反対推奨に等しい。

他方、取締役選任と監査役選任については、新型コロナの影響を考慮し、原則として、計算書類等が提供されないことを理由に、一律に反対や棄権を推奨することはないとする。もっとも、社外取締役・社外監査役に関して取締役会・監査役会への出席状況（法令上は事業報告記載事項）が参考書類上開示されていない場合、その再任議案について原則として反対を推奨するとしている。

¹² ニッセイアセットマネジメント (https://www.nam.co.jp/news/ipdf/200428_press.pdf)、三井住友 DS アセットマネジメント (https://www.smam-jp.com/NEWS/news/news_20200507.html) やアセットマネジメント One (http://www.am-one.co.jp/pdf/news/210/20200508_pv_J.pdf) は、個別に、定時株主総会の延期や継続会も含め、新型コロナ影響下の対応について考え方を公表している。

CORPORATE NEWSLETTER

(4) 機関投資家の動向のまとめ

このように、国内機関投資家とISSのポリシーには若干の温度差がある。

ただ、いずれにしても、国内外を問わず機関投資家は、継続会方式により、計算書類等の提供がないまま決議事項を上程する場合、議案の判断に有意な情報であって提供可能なものがあれば、それを任意に参考書類等に記載することを求めている。コーポレートガバナンス・コードに沿った任意記載として、2019年以前から様々な取組みを実施済みの会社も多いところであるが、念のため留意する必要がある。

2. 上場会社による採用状況

(1) 東証のアンケート結果

東証が実施したアンケート結果¹³によれば、定時株主総会の延期に伴う基準日の変更を「検討」している会社は39社(7.0%)あり、事前の基準日設定が必要であることもあり、既に変更を「決議」した会社が9社あったとされている。

他方、継続会については、その実施を「検討」している会社は85社(15.3%)あるものの、その時点では実際に開催の方針を「決定」と回答した会社はなかったとされている(4月30日時点。なお、その後の状況につき下記(2)参照)。

継続会の開催を検討している会社の大半(65社(76.5%))は、株主総会を剰余金の配当の決議機関とし、かつ、今期に配当を予定している会社であるとされており、従前より指摘されていたことがデータに表れている。

(2) 継続会実施方針を表明した例

東証が実施したアンケート結果は上記のとおりであるが、5月に入り、2020年5月12日時点で、3社の6月総会会社が継続会の実施方針を開示している。

いずれも決算・監査が遅延している理由として、海外子会社における決算作業の遅延をあげている。また、いずれも配当は基準日を変更することなく予定通り実施予定であり、6月の当初開催日に剰余金処分議案を上程予定であるとする。

3社のうち少なくとも2社は(プレスリリース上は明確ではないがおそらく残りの1社も)継続会の日時・場所の決定は取締役会に一任する方式で提案予定であるとする。

なお、株主数は数百名から1万名程度であるが、3社とも、創業家又はその資産管理会社や取引先又は取引先持株会といったところが大株主欄に名を連ねており、議場の過半数で決する「続行」提案の可決に不安はないと見受けられる¹⁴。

(3) 継続会／総会延期を含む各社の動向

継続会方式を検討する最大の理由として、3月末の基準日株主に配当を実施する

¹³ <https://www.jpix.co.jp/news/1021/nlsgeu000004poci-att/20200501.pdf>

¹⁴ もっとも、そのような株主構成でないと継続会方式をとることができないわけではない。

CORPORATE NEWSLETTER

という要請がある。これはもとより何ら法的な権利ではなく、「期待」に過ぎないが、そうはいつでも、これにどこまで応えるかが、剰余金の配当の決定機関が株主総会である会社にとっては、引き続き最大の関心事である。

もっとも、新型コロナの影響下、多数の来場者を想定するイベントを近接した時期に二度も実施することへの違和感も相まって、上記配当への期待も考慮して当初は継続会を検討していた会社においても、再度、総会延期を検討する例もある。

そして、決算・監査の終了が見込まれる時期によっては、次に述べるウェブ開示に係る省令改正を踏まえ、総会延期や継続会を実施する前に、6月中に開催する定時株主総会1回で終了させる余地がないか、再度確認する必要がある。

IV. ウェブ開示に係る省令改正の実務上の意義

1. 省令改正の背景にある問題

CNL Vol. 34において、決算や監査が遅れていても、6月の定時株主総会までに完了する見込みである場合、その完了後直ちに追送又はウェブ開示した上で、定時株主総会で報告を終えてしまう選択肢もある旨記載した。

株主数にもよるが、招集通知の校了は、実際の招集通知発送日の1~2週間前である企業が多い。そして、招集決定や招集通知の承認に係る取締役会はその更に1週間程度前であることも多い。しかし、その時点では決算・監査が終わっていなくとも、6月には完了しているということもあり得る。5月に入り、少しずつ世界各国のロックダウンが緩和されていく状況をみれば、わずか2~3週間程度ではあるが、その期間に決算・監査の完了が見込まれる企業が一定数存在する可能性もある。

しかし、そのタイミングで決算・監査が完了しても、印刷や封入を考えれば、招集通知と同封するには間に合わない。また、招集通知を印刷・郵送した後、もう一度、計算書類等を印刷・郵送すると、郵送コストも余計に生じる。

ウェブ開示を最大限活用しようとしても、現行法上は、事業報告のうち財務数値の記載を要し得る事項や計算書類のうち貸借対照表と損益計算書がウェブ開示の対象となっていないことが課題であった。

今回の省令改正は、上記のような悩みに一定の解決を与え得るものである。

2. 現時点で想定されている省令改正の内容

2020年5月12日時点の法務省の発表内容によれば、改正省令は、2020年5月15日を目途に公布し、即日施行することを予定しているとされている。

5月12日の発表内容からすれば、改正省令の下では、施行日から6か月以内に招集手続が開始される¹⁵定時株主総会に係る事業報告及び計算書類の提供に限り、いわ

¹⁵ 2006年の会社法改正時には、整備法上の経過措置として、「施行日前に株主総会（略）の招集の手続

CORPORATE NEWSLETTER

ゆるウェブ開示の対象となる事項が拡大される。

拡大の対象となる事項は以下の2点である。

- 事業報告に関し、事業の経過及びその成果(会社法施行規則120条1項4号)及び対処すべき課題(同項8号)
- 計算書類に関し、貸借対照表及び損益計算書に表示すべき事項

事業報告については、引き続きウェブ開示できない項目が残るが、財務数値の記載を要する項目は残っておらず、決算・監査が未了であっても通常は記載可能である項目ばかりである。

計算書類については、無限定適正意見を前提に、全てウェブ開示可能となる(連結計算書類は改正前から可能である。)。2020年5月12日付の法務省発表文書上は明確ではないが、会計監査報告・監査報告もウェブ開示の対象とするなどの手当てがなされるものと見込まれている。この点は、念のため改正省令の公布後に確認する必要がある。

また、法務省の発表によれば、上記の拡大対象事項についてウェブ開示を行う場合には、「株主の利益を不当に害することがないよう特に配慮しなければならないこととするを予定」しているとされている。この点も改正省令の内容を確認する必要があるが、今般の改正の経緯に照らしても、新型コロナの影響下、対応困難であったり、過度の負担となるような事項が要求される可能性は低いと思われる。

なお、ウェブ開示は、定款規定が必要となるが、株懇モデル等に基づく一般的な定款規定を採用する会社であれば、上記改正の利用に際して定款変更は必要ない。

また、定款に定める開催時期に開催する場合だけでなく、総会延期や継続会の場合も、ウェブ開示を利用することができるものと解される。

3. 残された課題

上記2.の省令改正後もなお残る実務上の課題がある。6月中の決算・監査の完了を見込むが、その完了時期は招集通知発送日後となる可能性がある場合にどうするかという問題である。

会社法437条、444条6項は、「定時株主総会の招集の通知に際して」計算書類等を提供することを求める。また、ウェブ開示対象事項は、本来、招集通知発送日時点で、案内されたウェブサイト上で開示されている必要がある。

この点、招集通知発送後であっても、少なくとも総会開催日の2週間前までにウェブ開示がなされていれば、会社法437条、444条6項の趣旨に照らしても株主に実質

が開始された場合における」株主総会の権限及び手続については、なお従前の例によるとの規定があった。当該規定との関係では、「招集の手続が開始された場合」とは、「株主総会の招集の決定が行われた場合」を意味し、施行日前に一旦招集手続を開始した場合であっても、施行日後に再度招集手続をやり直せば施行日後に招集手続が開始されたことになる(郡谷大輔編著『会社法施行前後の法律問題』(商事法務、2006)190~191頁)。今般のウェブ開示に係る改正省令の下でも、同様の解釈が採用されることになると思われる。

CORPORATE NEWSLETTER

的不利益はないと思われる。

それでは、2週間を切ってから決算・監査が完了した場合、どうするか。この点は、明確な線引きは困難であり、ケースバイケースの判断になるように思われる。

なお、いずれにしても、招集通知の発送日後に計算書類等がウェブ開示されることを見込む場合には、招集通知の記載については工夫しておく必要がある（招集通知発送日時点ではウェブ開示がなされておらず、その後に掲載される可能性の記載等について検討する必要がある。）。

V. おわりに

以上、CNL Vol. 34 の解説を前提に、その後の主要なアップデートを補足した。

当初複数の論点が提示された継続会方式も、3省庁連名文書により少なくとも大きな論点は全て解決されたように思われる。また、総会延期方式も、3月末株主への配当を絶対視しない流れも強まり、剰余金の配当を株主総会で決定する会社にとっても、現実的な選択肢である。さらに、ウェブ開示の範囲に関する省令改正によって、当初は継続会や総会延期もやむなしと考えていた企業も、6月中の定時株主総会1回で終了するという選択肢が復活するかもしれない。3月末決算会社の招集手続も大詰めを迎えており、各社の置かれた状況に応じて選択する必要がある。

NEWS

➤ 新型コロナウイルス対応 参考リンク集（5月14日更新）

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HP にまとめております。詳細は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)をご参照ください。

➤ 新型コロナウイルス感染症への対応について（5月11日更新）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言を受け、当事務所では下記の対応を実施いたします。

■在宅勤務について

当事務所の日本国内オフィス（高松オフィスを除く）およびシンガポールオフィスでは、当面の間、原則として在宅勤務態勢をとっております。また、その他のオフィスにおいても、出勤者を減らすなどの対応をとっております。

国内外すべての弁護士等は在宅でセキュリティが確保された形で業務を継続できる体制を整えており、今後もクライアントの皆様へのサービスを切れ目なく継続してまいります。

CORPORATE NEWSLETTER

このような状況のため、お電話はつながらない可能性もございますので、担当者の連絡先をご存知の方は、直接電子メール等でご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

また、郵便・FAX等につきましては迅速に確認できない場合がございます。予めご了承ください、お急ぎの場合には直接担当者までお問い合わせをいただきますようお願い申し上げます。

■当事務所主催のセミナーについて

当面の間、当事務所主催のセミナーに関しては、会場での開催を中止又は延期いたします。但し、ウェビナー・オンデマンド配信等によるセミナーの開催は継続してまいりますので、今後のご案内をご確認いただければ幸いです。

なお、中止もしくは延期となりました場合は、当該セミナーのウェブサイトにてその旨を記載するとともに、お申し込みいただいた方に順次メールにてご連絡を申し上げます。既に中止・延期が決定しているセミナーについては、下記までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

■非対面会議への移行について

クライアント等の皆様との会議につきましても、当面の間、対面での会議は原則として行わず、ウェブ会議や電話会議等の非対面形式での実施へと移行いたします。

■代表電話へのお問い合わせについて

在宅勤務への移行に伴い、代表電話へのお問い合わせを受けられない状態となります。皆さまにはご不便をおかけいたしますが、当事務所ウェブサイトの[お問い合わせフォーム](#)からご連絡くださいますようお願い申し上げます。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(セミナーに関するお問合せ先)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

E-mail: mhm_seminar@mhm-global.com

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
www.mhmjapan.com